

春監公表第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき令和6年10月支払分に係る例月支出命令書等監査の結果（令和6年11月5日付け春監公表第17号及び同月26日付け春監公表第20号）に関し措置を講じた旨の通知があったため、同項並びに春日市監査基準（令和2年3月監査委員告示第2号）第24条第2項及び第4項の規定により当該措置の内容を公表する。

令和6年12月27日

春日市監査委員 松 尾 英 二

同 原 克 巳

例月支出命令書等監査（令和6年10月支払分）に関する措置状況報告

1 協働推進部環境課（生活環境担当）

監査の結果	措置の内容
公害苦情相談員等ブロック会議（鹿児島市）の旅費の支出について、専決権者である統括係長が支出負担行為兼支出命令を起票し、自ら決裁を行っている。	左記の事項については、ご指摘のとおりでした。原因は昨年度の公害苦情相談員等ブロック会議の旅費の支出負担行為兼支出命令処理を参考に決裁したものです。IPKの支出負担行為兼支出命令処理の決裁処理区分は訂正できないため、IPK画面帳票訂正票を添付し画面の修正を行っています。 今後このような誤りがないよう専決権者本人が起案するときは上席者の決裁を受けます。

2 地域共生部健康課（健康づくり担当）

監査の結果	措置の内容
新型コロナワクチン定期接種化に伴う健康管理システム改修業務に係る委託料（495,000円）について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の規定により次のとおり支払遅延が生じており、遅延利息が発生している。 当該委託料の支払時期については、契約の締結の際に書面により明らかにしていなかったため（請書は徴取済み）、同法の規定により支払請求を受けた日から15日以内の日を定めたものとみなされる。 ア 支払請求を受けた日 令和6年10月4日 イ 支出命令日 令和6年10月4日 ウ 支払時期 令和6年10月18日 エ 支払日（定例支払日） 令和6年10月21日 オ 支払遅延日数 3日 カ 遅延利息 100円	遅延利息については、速やかに支払対応を行いました。 今後、請求書を受領した際は、契約方法（契約書か請書か等）と定例支払日までの期間を確認し、支払遅延が生じるかを手計算により確認します。必要に応じて振込依頼書（単票）を使用して支払遅延としない日を指定して支払手続を行うことを徹底します。